

第3回石川県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時及び場所

令和3年4月27日(火) 13時30分
石川県庁 11階 1101会議室

2 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 八田 伸一

(2) 議事内容

- ①石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について
- ②令和3年度石川県内水面漁場管理委員会の開催計画について
- ③内水面水産センターの取り組みについて
- ④その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年4月13日

3 出席委員(10名)

会長	八田 伸一	会長代理	河本 幸治
委員	國盛 孝昭	委員	金田 一義
〃	林 紀代美	〃	河西 秀晃
〃	森 信子	〃	加藤 唯央
〃	島田 明子	〃	柳井 清治

4 欠席委員 なし

5 説明員等

水産課	武田次長兼水産課長、田中課長補佐、坂本主任技師
内水面水産センター	永井所長
事務局	福嶋局長、大内局次長

6 議事の顛末 別紙のとおり

7 結果概要

- (1)石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について事務局からの説明を受け、一部改正を承認した。(資料-1)
- (2)令和3年度石川県内水面漁場管理委員会の開催計画について事務局から説明を受け、開催計画を了承した。(資料-2)
- (3)内水面水産センターの取り組みについて内水面水産センターから説明を受けた。(別添資料)
- (4)その他
委員からの意見：特になし

8 閉会の日時

令和3年4月27日 14時10分

第3回石川県内水面漁場管理委員会の議事の顛末

- 福 嶋 局 長 定刻となりましたので、ただ今から第3回内水面漁場管理委員会を開催します。
 それでは、開会にあたり、八田会長からご挨拶をお願いします。
- 八 田 会 長 皆様、こんにちは。
 コロナの関係で、なかなか気持ちの良い日を送れない毎日なのですが、内水面の方では、今年は、アユの遡上が非常に良いということで、去年も良かったわけですが、嬉しい思いがあります。
 なお、3月に福井県の耳川という若狭、小浜に近いところの川なのですけれども、そこでもかなりのアユが遡上したという情報が入りました。
 また、その後、犀川では、鳥避けの糸張りをしたのですけれども、20日頃から犀川の方でアユがいるかどうか見てきたのですけれども、なかなか来ないなど思っていました、一昨日、アユが沢山来まして、ボツボツとではなく、一斉に来ました。
 犀川では、大豆田大橋の200m程下のところに、コンクリートの堰がありますが、そこに、一斉にゴイサギやら鳥が沢山来まして、アユをパクパク食べております。
 それを防止するために、6～7年前から県の許可を取って糸張りをすると、そこには、一切鳥が来なくなりますので、スムーズに上がってきます。
 また、各漁協さんもアユの放流を行っておりますが、私共も21日に浅野川に360kgのアユを放流しました。
 この魚は、美川事業所の方で取った受精卵を志賀事業所へ持って行ってふ化させたものになります。ふ化したのは、去年の10～11月で、それに餌をやって育ててきたものになります。
 これまで原発が稼働していた時には、原発の温排水を利用していたらしいのですけれども、今は、ボイラーで水を温めて飼育しております。
 それが5～6cmで3g位になると、3月頃美川事業所へもっていきまして、2～3週間かけて淡水馴致するということになります。
 そして、1尾あたり7～8cmで5g位になると、中には10cm程のものもいますが、そういうものが県産で1.6トン位生産されています。それを、石川県の各河川が分け合って、放流しております。
 金沢漁協が一番購入しておりますが、ただ、金沢漁協では、2トン程放流しているものですから、それだけでは足りませんので、岐阜県の方からも購入しております。
 岐阜県は、海のない県ですから、アユの生産施設には物凄いお金をかけておりまして、3つもあるのですが立派なものばかりです。
 ただ、第3セクターでやっておりますので、県外にはなかなか売っていただけないのですが、岐阜県内の各河川に放流が終わった後の5月21日から、岐阜県産の魚を買うことができるようになります。
 その他に、滋賀県とか、いろいろなところのものもあつたのですけれども、金沢漁協では、岐阜県産のものを入れております。

そういうことで、徐々に水温が上がって、その時々状況に応じて対応してきておりましたが、法師堰堤の上流では5～6年前には解禁日を一緒にしたのですが、上流の方では全く釣れないということがありましたので、今年からは、7月の第1日曜日にして、川の水温が上昇した時にアユを放流して大きくしたいと思っております。

ただ、一般的には6月16日が県のアユの解禁日となりますので、今年はこの天然遡上アユを一番の楽しみにしておりますし、豊漁になることを願っております。

ということで、本日も、よろしく願いいたします。

福 嶋 局 長

ありがとうございました。

議事に入る前に、資料の確認をしたいと思います。

最初に、次第、次に資料-1として「石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について」、次に資料-2として「令和3年度石川県内水面漁場管理委員会の開催計画について」、次に内水面水産センターの業務、主な河川と養殖場等が記載されたリーフレットと「美川事業所の水路におけるアユ採捕調査結果(速報版)」をお配りしてあります。

以上ですが、お手元にそろってますでしょうか。

それでは八田会長、議事の進行をお願いします。

八 田 会 長

本日の議事録署名人を森委員と島田委員にお願いします。

[両委員了承]

八 田 会 長

ではさっそく議事に入ります。

最初に、議題1の「石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正」について事務局より説明をお願いします。

大 内 局 次 長

1ページの資料1をご覧ください。

石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について説明します。

この条例施行規程は、1のとおり、委員会が所管する手続等を、情報通信の技術を利用する方法(電子申請)を行う場合において定める規程ということで、人事委員会、労働委員会等、他の行政委員会でも同様の規定が定められております。

今回、この規程の一部を改正する理由は、2のとおり、国からの押印廃止とオンライン化の推進を受け、総務部長より、令和3年4月1日以降、保有個人情報の開示請求を電子申請においても受け付けるよう通知があったことを受けて、これまでの紙による申請をインターネットでも申請できるようにするということとなります。

説明は以上です。当該条例施行規程の一部を改正について、ご審議

の程、お願いします。

福 嶋 局 長

補足になりますが、各行政委員会で同じような手続き規程をもっておりまして、今般、この内容で手続きを進めさせていただいて、手続きを取った後に、電子申請を取れるような形で整備をさせていただくというような内容ですので、よろしく願いいたします。

八 田 会 長

ただ今、事務局より説明がありましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

[質問等なし]

八 田 会 長

無いようですので、「石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続きに係る石川県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正」については、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

八 田 会 長

はい。そういうことにいたします。

次に、議題2の「令和3年度石川県内水面漁場管理委員会の開催計画」について、事務局より説明をお願いします。

大 内 局 次 長

7ページの資料2をご覧ください。

令和3年度石川県内水面漁場管理委員会の開催計画につきましては、年に7回の開催ということで、5月、7月、9月、翌年1月、3月を休会とします。

開催日は、第4週目の火曜日を基本に開催しまして、変更する場合には事前に連絡を致します。

なお、議題につきましては、例年の内容を記載しておりますが、読み上げさせていただきます。

4月は、内水面漁場管理委員会の開催計画（案）と内水面水産センターの取り組みについて、

6月は、6月16日に解禁されますアユの解禁状況と5月下旬に開催される全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について、

8月は、全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁に対する提案行動結果と全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会（和歌山県で開催予定）提出議題等について、昨年は、ミズワタクチビルケイソウについて審議していただきました。

10月は、第15次内水面漁業権切替のスケジュールについて、

11月は、全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁に対する令和4年度の提案項目と全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁に対する令和4年度の提案項目に係るアンケート調査結果（県内の内水面漁協から提出されたものの報告）について、

12月は、全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会の結果とアユの産卵場調査結果について、

翌年2月は、県内の内水面漁協の皆様に出席をいただき目標増殖量の決定に係る協議会の後に、令和4年度漁業権別目標増殖量の決定、コイヘルペスウィルスまん延防止に係る委員会指示、令和4年度コイの目標増殖量の取り扱い、外来魚駆除対策調査の結果についての審議をしていただきます。

なお、内水面水産センターには、例年どおり6月にアユの解禁状況について、12月にアユ産卵場調査結果について、翌年2月に外来魚駆除対策調査の結果についての説明をお願いします。

また、議題につきましては、昨年度の石川県漁業調整規則の改正といった突発的なものがあれば、議題に入れてご審議する場合もございますので、よろしくをお願いします。

以上です。

八 田 会 長

ただ今の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

[質問等なし]

八 田 会 長

なければ、「令和3年度石川県内水面漁場管理委員会の開催計画」のとおり委員会を開催していきたいと思えます。

委員の皆様、よろしくをお願いします。

八 田 会 長

次に、議題3の「内水面水産センターの取り組み」について、内水面水産センターより説明をお願いします。

永 井 所 長

内水面水産センターで所長をしております永井と申します。

今日は、内水面水産センターの取り組みについて、ということで説明させていただきます。

お手元にカラーの紙が1枚あるかと思えます。こちらが内水面水産センターのリーフレットになります。こちらに沿って説明していこうと思えます。

まず、内水面水産センターの場所ですが、冊子を開いていただいた中ほどの地図にありますように、加賀市の旧山中町の荒谷というところに位置しておりまして、ちょうど動橋川の中流域にあたる場所となります。

センターの業務ということですが、一枚、紙を戻していただくと「内水面水産センターの業務」という形で説明がございます。

当センターの業務は大きくフィールドに出での調査・養殖等の指導と、センター内の飼育池を使った淡水魚の種苗生産、の二つあります。

パンフレットの順番に説明します。

「①調査、技術開発」ですが、記載のとおり、在来の天然資源や外来魚の動向、漁場環境調査のほか、増養殖時技術の開発を行っています。

主なものとして4つの項目が書いてあります。

まず、「アユ関連調査」ですが、本県においても釣り人の関心も高く、6月16日の解禁になります大勢の釣り人で賑わう対象魚でありまして、アユについては、春の遡上状況、6月16日解禁日の釣獲状況、10～11月の産卵状況の3つを調査しております。遡上状況については、後ほど状況を説明したいと思います。

次の「在来魚、外来魚生息調査」は、柴山潟で年2回実施しております。また、外来魚を含めた生息魚類の種類の変化や数量の増減を調べています。また、カジカについても浅野川支流の白見谷川や小松市山間部にある手取川水系の大日川、梯川水系の郷谷川で地元の漁業協同組合や活動グループと一緒に調査しています。

次の「漁場環境調査」は柴山潟で定点を決めて、年6回、水質に影響がないかをモニタリングしているものです。

4つ目のドジョウ増養殖技術開発については、この委員会でも何度か説明させていただいておりますが、県産ドジョウの養殖技術を普及しようとするもので、生産の歩留まりを上げるための飼育指導や飼育池である休耕田の形状や池の深さ、また生産コストを下げるための餌の検討などに取り組んでいます。

次の「②養魚技術・魚病対策指導」ですが、ページをめくっていただきますと左側に「主な河川と養殖場」としてある県内の地図がございます。この図の魚のマークが内水面の養殖施設でして加賀から能登まで県内一円に点在しております。これらの養殖施設ではイワナなどマス類やカジカ、ドジョウなどの養殖が行われておりますが、これらの養殖業者への飼育指導や魚病対策の指導が業務となります。

次の「③体験教室」は主に当センターで種苗生産しているヤマメの発眼卵を小学校にお配りして、だいたい4年生くらいが担当するようですが、ヤマメが卵からふ化し、稚魚になるまでの様子の観察や、稚魚になってからの飼育を体験してもらい、3月頃、地元の川に放流するという、生き物に興味を持ってもらう取り組みでございます。

パンフレット右側に移りまして当センターのもう一つの大きな業務である「種苗生産」についての説明となります。

これは内水面漁業協同組合が河川に放流する稚魚や、淡水魚の養殖業者が育てるための稚魚を供給する業務となります。

魚種としてはヤマメ、カジカ、ドジョウ、マゴイ・ニシキゴイ、ホンモロコの6魚種となっています。

各魚種の特徴などの説明については後ほど読んでいただければと思いますが、下のほうに各魚種の配布時期と大きさをのせてございます。また、計画する生産数量については3月に県公報において案内しているところですが、例えばヤマメは稚魚4,600尾、発眼卵129,000粒、カジカ61,000尾、ドジョウ200,000尾を予定しております。

以上が、内水面水産センターの事業概要についての説明となりますが、最近の情報といたしまして、先ほども少しお話しした「アユの遡上状況調査」について簡単に報告したいと思います。

この調査は3月末から5月下旬にかけて手取川でのアユの遡上状況の把握を目的として、支流の熊田川を上り、水産総合センターの美川事業所の水路に入ってくるアユの稚魚の尾数と大きさを調べているものです。

本年も毎週調べておりまして、お手元の資料は直近の4月21日に調査した結果の速報となります。

グラフの赤丸の線が今年の推移となります。グラフを見ていただければお分かりになるかと思えます。

採捕尾数につきましては、

- ① 調査を開始した3月31日から100尾以上採捕されており、例年よりも早く遡上が始まっていた。
- ② 直近の調査（4月21日）では525尾が採捕されており、例年よりも遡上量は多く推移している。
- ③ 例年、4月下旬から5月上旬にかけて採捕尾数のピークとなることから、今後のさらなる遡上も期待される。

また、平均全長につきましては、

- ① 例年の傾向として平均全長の推移は小さくなっていく。（最初に遡上してくるものは大きく、主群が遡上し始めると小さくなる傾向がある）
- ② 今年も調査の回を追うごとに小さくなってきており、70mm台の小型の個体も増えてきたことから、主群が遡上し始めているのではないかと考えられる。

ということで、これまでのところ、遡上尾数・魚の大きさともに今シーズンは、期待できそうな状況で推移しているということです。

以上で内水面水産センターの説明を終わります。

八 田 会 長

今の説明の中で、美川事業所の水路で採捕したアユの稚魚の平均全長の推移と出ておりますが、私が思うには、3月31日に来た魚は、一番アユと呼んでおり、その後二番アユ、三番アユとなるわけで、6月の後半の最後には小さなアユが来ます。確かに、最初に見られるアユが大きいという傾向は、センチまで測ってみたことはありませんが、このとおりだと思います。

ありがとうございました。

何しろ水路に行ったら10cm位のものがおります。

また、サケ釣りの時に、勉強会として、見る機会があれば良いかなと思いますので、事務局で検討していただけますか。

10月頃のサーモンフィッシングの時に、水路にサケが上って来るのを見るとか、サケ釣りの模様をこの委員会で、見に行く機会が出来たらいいかなと思いますので、検討して下さいますか。

大 内 局 次 長

以前、10年程前に事務局をしていた時に、委員会として、アユの産卵場を見学し、また、サケの遡上状況も見学したことがあります。

事務局として、現地の見学を踏まえた委員会の開催を検討してみたいと思います。

八 田 会 長

それでは、まだ、日もありますので、検討方お願いします。

それでは、ただ今の内水面水産センターの説明について、ご質問等
ございませんでしょうか。

[質問等なし]

- 八 田 会 長 特に無いようであれば、次に「その他」ですが、委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。
- 金 田 委 員 私、わからないので、お聞きしますが、このアユの解禁日となっている6月16日は、誰がいつ頃決めたのですか。
- 八 田 会 長 これは、石川県の規則で定められておりまして、何十年も前から決まっています。
そんな、ここ20年、30年前ということではなくて、もっと以前から決まっております。
どんなものですか。
- 福 嶋 局 長 皆様、本日、お手元に赤い冊子で「石川県漁業調整規則」と書かれたものをお配りしております。
昨年、内水面漁業調整規則を改正させていただくということで、国の方からの指示もありまして、海面と内水面を一本化して調整規則を作るということになりました。
この中で、魚ごとに採ってはいけない禁止期間が決まっております。
金田委員のご質問に合うかどうかわかりませんが、ページをめくっていただきまして、13ページ目にアユの採捕の禁止期間が書かれておりまして「3月1日から6月15日まで」ということになっております。
ということで、本県では6月16日が解禁日となるわけです。
そもそも、なんで6月15日まで禁止しているのかといいますと、そのあたりが遡上するアユを守って、遡上しきってから解禁にして釣っていただくということがあったのではないかなと思います。
遡上する時のアユは、かたまって上がって来ますので、釣らせるとドンドン釣られてしまうので、ある程度資源を守るためということが、ここの禁止期間ですとか、禁止場所とか、資源を守るということが大前提で書かれていますので、産卵の時期を期間的に守ったり、産卵の場所を守るために禁止区域にしたりとかを考えますと、遡上したアユの様子をみてから解禁ということで、6月15日までは禁止にしていたのではないかなと思います。
- 金 田 委 員 漁業協同組合の対応としては、どうなのですか。
- 福 嶋 局 長 漁業協同組合も6月16日より前には、解禁することは出来ません。
- 金 田 委 員 この禁止期間は、漁業協同組合も入って決めたものなのですか。

福 嶋 局 長	<p>いや。まず、禁止期間は県の方で定めていたと思います。</p> <p>ですから、漁業権を免許した時に、アユは6月16日に解禁してどこから始めますかということで、ご相談されていたと思います。</p> <p>ですから、場所によっては、八田会長が言われましたように、冷たい水のところは、6月16日に解禁しないで、7月から解禁するところもありますので。</p>
金 田 委 員	<p>何か、解ったような、解らないような話ですが。</p>
河 本 委 員	<p>この解禁日は、ご存じのように南の方、九州、四国、中国地方では、6月15日以前に解禁になっていますよね。</p> <p>ですから、全国一律ではないのですよね。</p> <p>福嶋局長が説明されたとおり、その地域、その地域のアユの成育状況をみて、かなり昔から、解禁日は決められていましたけれど。</p>
八 田 会 長	<p>この辺りでは、長良川の中央地区が、5月11日で、一番早く解禁されますが、あんまり釣れていません。</p> <p>6月に入ってからでないと、やっぱり釣れないのですね。和歌山県などでも5月の終わりに解禁しているところがあり、地域によって異なっております。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
金 田 委 員	<p>わかりました。</p>
八 田 会 長	<p>それでは、他に何かございますか。</p>
加 藤 委 員	<p>白峰漁協の加藤ですが、一つよろしいでしょうか。</p> <p>実は、昨年まではこの資料の中にあるように、内水面水産センターが、魚病対策指導として、防疫対策とか寄生虫対策とかをしていたのですが、また、人事異動もありまして、内水産センターの中で、我々の上流域でイワナを養殖しているものからしますと、このリーフレットに載っているイワナの体表に付いている寄生虫は、大した病気ではないのです。</p> <p>これよりも口の中にできるサルミンコーラとか、非常にやっかいな虫がおるわけで、これに対するこれまでやっていただいたメンバーも今年異動になりまして、いないわけです。</p> <p>ですから、今後もこういう指導についても、内水産センターとしてサルミンコーラ対策というのは、何かお考えかということを知りたいのですが。</p>
永 井 所 長	<p>はい。白峰漁協さん方には、昨年もしろいろなアドバイスをさせていただきました。いろいろと提案をさせていただきました。実地で一緒に作業もさせていただきました。</p> <p>今年は、加藤委員が言われたとおり、担当者が変わったということもあるのですが、人が変わったからというのではなく、是非、課題がある時には、引き続き調べて、一緒に取り組んでいきたいと思っていますので、遠慮なさらずに、声を掛けていただければと思います。</p>

加藤委員

ありがとうございます。

我々は、内水面センターを頼りにしておりますが、大学でも、イワナに関する項目が段々と削除されていまして、センターでもイワナを養殖していないという現状ですので、ちょっと、気にはしているのです。

ですから、従来どおり、やっていただけるということであれば、我々も安心してやっていけるのですけれども。

よろしく申し上げます。

永井所長

はい。

武田次長兼
水産課長

少し、補足させていただきます。

イワナについては、大変、大切な魚であると認識していますので、人員とかの関係もありますけれども、それをあまり言い訳にしないように、きちっと対応していきたいと思っております。

また、県の人事異動の話になるのですけれども、県もいろんなところに、本庁やセンターも含めて、いろんな職場がありますけれども、できるだけいろんな業務をさせていきたいということもあります。

特に、一つの業務に誰かがはりつくということになりますと、その時はいいのですが、その人も定年か何かでいなくなることもありますので、その時、その人がいなくなったら、誰もその対応が出来ないということが一番怖いので、なるだけ、技術の伝承という意味でも、誰かにこれを専門にやってもらうというよりは、その技術をいろんな人に伝承してもらって、誰が内水面センターに来ても対応できるようにというようなことで考えておりますので。

サルミンコーラの件につきましても、そういう対応として受け止めていただきまして、そういう技術を伝承する上で、きちんとして対応させていただきたいということで、ご理解していただければと思います。

そこで、上手くいかなければ、きちんと指導していきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

加藤委員

はい。よろしく申し上げます。

八田会長

よろしいでしょうか。

次に「その他」として、皆様から無ければ、事務局から何かございませんか。

大内局次長

次回の委員会について案内させていただきます。

5月は休会です。今回は、6月は22日（火）、13時30分から県庁11階1101会議室で開催したいと思います。

福島局長

すみません。最近、新型のコロナの感染の拡大ということもございまして、予定している日程や会議場所につきましても、変更させていただくこともありますし、最悪の場合は、延期や休止ということもございまして。

そういった場合には、必ず先に電話でご相談をさせていただくなりしますので、是非、ご協力をしていただけますようお願いします。

八 田 会 長

皆さん、よろしいでしょうか。
次回は、6月22日ということで、よろしくお願いします。

[全員了承]

八 田 会 長

それでは、以上で、本日の委員会を終了致します。
ご苦労さまでした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____